

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容(総括表)

(1) 重要変更に係るもの(法第13条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積		農用地利用計画上の用途区分別面積		備考
		現況地目	面積(m ²)	用途区分	面積(m ²)	
(編入)						
農地(田)	42	田	20,417.72	農地(田)	20,417.72	農振法第10条第3項
〃	1	溜池	956.00	農地(田)	956.00	
〃	12	田	6,852.00	農地(田)	6,852.00	誤謬(日本型直接支払事業)
農地(畑)	34	畑	25,758.95	農地(畑)	25,758.95	
〃	4	雑種地	405.00	農地(畑)	405.00	
農業用施設用地	1	宅地	198.31	農業用施設用地	198.31	
小計①	94		54,587.98		54,587.98	
(除外)						
道路	85	公衆用道路	9,731.81	農地(田)	9,731.81	省令第4条の5第2号による除外
〃	57	公衆用道路	7,890.73	農地(畑)	7,890.73	
〃	1	公衆用道路	3.30	山林・原野	3.30	
電気工作物	5	雑種地	6,359.00	農地(畑)	6,359.00	省令第4条の5第2号による除外
〃	1	雑種地	80.00	山林・原野	80.00	
雑種地	2	雑種地	443.00	農地(田)	443.00	農振法第10条第3項第5号非該当
〃	1	雑種地	81.00	農地(畑)	81.00	
〃	5	雑種地	3,311.00	農業用施設用地	3,311.00	
原野	13	原野	2,463.00	山林・原野	2,463.00	
山林	1	山林	904.00	山林・原野	904.00	
田	113	田	77,662.24	農地(田)	77,662.24	
畑	72	畑	34,297.77	農地(畑)	34,297.77	
小計②	356		143,226.85		143,226.85	
(用途区分の変更:1haを超える場合)	—	—	—	—	—	
合計 ①-②	-262		-88,638.87		-88,638.87	

(2) 軽微な変更に係るもの(法第10条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積		農用地利用計画上の用途区分別面積		備考
		現況地目	面積(m ²)	用途区分	面積(m ²)	
—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	

(注:備考欄に令第10条第1項各号の区分を記載する。)

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

本町は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和45年度に農業振興整備計画が策定されて以降、平成8年度に同整備計画の変更を実施してきたところである。

その後、本町は、東日本大震災による地震や放射能汚染によって被害を受けた農業・林業・畜産業に対し、営農等維持に向けた支援を積極的に継続してきたところであるが、同計画は、変更計画策定から20年以上経過している状況下で、全国的に人口減少、高齢化等によるコメの消費の減少が見込まれ、需要に応じたコメの計画的生産や収益性の高い農業への転換を促進していくこと、また、安全・安心で高品質な地域農産物の生産を目標に、競争力強化に向けた農業の推進が必要とされている。そのため、本町では同計画に対し、令和2年度から基礎調査を実施し、その結果、令和3年度より同計画の全体見直しに着手したものである。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

これまで、ほ場条件の改善や農業用水の安定供給を通じて農業の発展を支えてきた農業農村の整備については、農地や農業水利施設等の機能を次世代に引き継ぐだけでなく、今後は、高収益作物の導入を通じた所得の向上や更なる生産コストの削減をもたらす農業の成長産業化に取り組む必要がある。

よって、同計画は、農地中間管理事業による農地の大区画化・汎用化や水利用の高度化など農地・水利ストックの高機能化を通じて、次世代を担う若者が活躍する魅力ある農業とその成長を後押しする環境づくりに配慮していくほか、人口減少、高齢化や大規模自然災害等による集落機能の低下を回復するため、農業を通じた農村協働力を活性化させ、農業・農村の潜在力が効果的に発揮されることにより、強くてしなやかな地域社会の実現を目指すとともに、SDGsが目指す環境・経済・社会の総合的向上に対する目標達成に向け、担い手の確保・育成、優良農地の確保・保全、さらには農村の持つ田園景観の維持といった環境整備等の観点から、持続可能な地域農業の確立に取り組んでいく。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

本計画は、第7次三春町長期計画に即して、新たな時代に対応した農業・農村の施策の展開に必要な土地利用計画を策定するため、①公共投資された基盤整備地区における優良農地の確実な確保、②高収益農業の基盤となる農業用施設用地の確保、③高収益農業への転換に必要な集团的農用地の確保を基本方針として、農業振興地域整備計画の総合見直しを実施する。